

投資信託に関するご留意事項

- 投資信託は預金商品ではなく、預金保険の対象ではありません。また、**投資元本および収益分配金が保証された商品ではありません。**
- 運用口座（四国アライアンス証券仲介口座）で取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象であり、証券取引口座（銀行口座）で取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資するため、信託財産に組み入れられた株価や債券価格の変動、金利変動、外貨建資産に投資している場合には為替相場の変動などにより、**お受取金額が投資元本を下回ることがあります。**価格変動要因については、取扱店にお問い合わせのうえ、ご確認ください。
- 投資信託の運用による収益および損失は、すべてお客さまに帰属します。
- 投資信託には、**購入時手数料**【約定金額に対し最高3.85%（税込）】ならびに**解約時の信託財産留保額**【解約時の基準価額に対し最高0.5%】が必要となり、**保有期間中は運用管理費用（信託報酬）**【純資産総額に対し最高2.42%（税込）】、**監査費用、売買委託手数料、組入資産の保管等に要する諸費用等**が信託財産から支払われます。
※当該費用の合計額については購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。
- 投資信託には、クーリング・オフの適用はありません。
- 投資信託をご購入の際は、**投資信託説明書（交付目論見書）**および**目論見書補完書面**をお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、お客さまの判断でお選びください。
- 投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面は当行の本・支店等にご用意しております。

NISAに関するご留意事項

- NISAでは、年間投資枠（つみたて投資枠120万円/成長投資枠240万円）と非課税保有限度額（成長投資枠・つみたて投資枠合わせて1,800万円/うち成長投資枠1,200万円）の範囲内で買付した投資信託から生じる配当所得および譲渡所得等が非課税となります。
- NISA口座は、通常の課税口座（特定口座等）と異なり、金融機関を重複しての開設が認められず、一人一口座（一金融機関）しか開設できません（金融機関を変更した場合を除く）。また、口座内の株式投資信託等を異なる金融機関に非課税のまま移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年分の非課税枠で、既に株式投資信託等を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。
- NISAの対象となる商品は、伊予銀行では株式投資信託のみ、四国アライアンス証券では株式投資信託や上場株式等です。既に課税口座（特定口座等）で保有している株式投資信託等を移管することはできません。
- NISA口座で譲渡損失が発生した場合、その譲渡損失はなかったものとみなされます。そのため、一般NISA口座の譲渡損失と課税口座（特定口座等）での譲渡益や配当等との損益通算はできません。また、譲渡損失の繰越控除を行うこともできません。
- NISA口座で購入した商品を売却した場合、当該売却した商品の簿価分の非課税投資枠を、その翌年以降に年間投資枠の範囲内で再利用することができます。
- 短期間に金融商品の買換え（乗換え）を行う、または投資信託で高い頻度で分配金の支払いを受けるといった投資手法は、NISA制度を十分に利用できない場合があります。また、投資信託で支払われる分配金のうち元本払戻金（特別分配金）はそもそも非課税であるため、非課税制度のメリットを享受できません。
- 上場株式等の配当金等は、株式数比例配分方式を利用して受領する場合のみ非課税となります。

つみたて投資枠に関するご留意事項

- つみたて投資枠で買付可能な商品は、当行で取扱う長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託に限られます。
- つみたて投資枠では、非課税口座開設後、つみたて投資枠に係る積立投信契約に基づき、定額且つ継続的な方法により対象商品の買付が行われます。
- つみたて投資枠に係る積立契約（累積投資契約）により買付した投資信託の信託報酬等の概算値が、原則として、年1回通知されます。
- 基準経過日（NISA口座に初めてつみたて投資枠を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます）におけるNISA口座開設者の氏名・住所の確認が求められています。なお、確認期間（基準経過日から1年を経過する日までの間をいいます）内に当該確認ができない場合には、原則として、新たにNISA口座への投資信託の受入れができなくなります。

成長投資枠に関するご留意事項

- 成長投資枠で買付可能な商品は、当行で取扱うNISA制度の目的（安定的な資産形成）に適したものに限られます。信託期間20年未満またはデリバティブ取引を用いた一定の投資信託もしくは毎月分配金の投資信託は対象外です。

AGENTアプリからの投信サービス、四国アライアンス証券オンライントレードに関するご留意事項

- 投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面は購入および積立投信の新規・変更申込の際にPDF形式でダウンロードしていただけます。当行は、投資信託説明書（交付目論見書）等のファイルをお客さまのスマートフォン等にダウンロードしていただく方法により電子交付を行います。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面の電子交付を受けることにより、購入等のお取り引きが可能となります（交付目論見書等の電子交付を受けない場合はお取り引きいただけません。また必ずご覧になり商品内容やリスク・手数料など重要事項について十分ご確認のうえ、お客さまの判断と責任においてご注文ください）。
- 当行は、お客さまの投資についての知識、経験、目的および資産の状況を踏まえ、お取り引きをお断りさせていただく場合や営業店窓口でのご相談をご案内する場合があります。

特典に関するご留意事項

- ご紹介をする方に関するご留意事項**
 - 本プログラムにエントリーし、ご紹介を受ける方が当行でNISA口座を開設いただくと、ご紹介をする方に現金500円をプレゼントします。
 - ご紹介をする方のご紹介いただく人数および特典の上限はございません。何人でも紹介可能です。
- ご紹介を受ける方に関するご留意事項**
 - ご紹介をする方から受け取った紹介用のURLからプログラムにエントリー後、当行でNISA口座を開設いただくと、現金500円をプレゼントします。
 - NISA口座の開設は「証券取引口座（銀行口座）」、「運用口座（四国アライアンス証券仲介口座）」に限ります。
- 共通のご留意事項**
 - 本プログラムにはご紹介をする方、ご紹介を受ける方の双方のエントリーが必要です。エントリーがない場合は特典の対象外となります。
 - 現金プレゼントはエントリー時に入力された普通預金口座に入金します。ただし現金プレゼント時に当該普通預金口座およびご紹介を受ける方のNISA口座が解約されている場合はプレゼントの対象外とします。
 - 現金プレゼントはご紹介を受ける方のNISA口座開設月の翌々月を目途に進呈します。なおNISA口座開設が税務署非承認の場合はプレゼント対象外とします。
 - ご紹介を受ける方のエントリーより前にNISA口座が開設された場合は、ご紹介をする方およびご紹介を受ける方の現金プレゼントは対象外とします。
 - 本プログラムは予告なく、変更・終了する場合がございます。
 - 本件に関するトラブル・損害の発生については、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切責任を負いません。

いよぎん

一緒に**“いよぎんNISA”**をはじめよう！

ご家族・お友達 紹介プログラム

ご紹介をする方も！

ご紹介を受ける方も！

現金500円プレゼント！

エントリーはこちらから

エントリー方法について詳しくは裏面をご覧ください。

対象者	〈ご紹介をする方〉 当行に普通預金口座をお持ちの方 〈ご紹介を受ける方〉 証券取引口座、運用口座（四国アライアンス証券仲介口座）にてNISA口座未開設の方
特典内容	以下の条件を達成で、ご紹介をする方、ご紹介を受ける方それぞれに 現金500円をプレゼント
特典条件	①ご紹介をする方とご紹介を受ける方の双方が本プログラムにエントリー ②ご紹介を受ける方が当行でNISA口座を新規開設 ※NISA口座は証券取引口座、運用口座（四国アライアンス証券仲介口座）での開設に限ります。 ※ご紹介をする方、ご紹介を受ける方の双方のエントリーが必要です。エントリーがない場合は特典の対象外となります。 ※ご紹介を受ける方のエントリーより前にNISA口座が開設された場合や、現金プレゼント時に当該普通預金口座およびご紹介を受ける方のNISA口座が解約されている場合は、ご紹介をする方およびご紹介を受ける方の現金プレゼントは対象外とします。 ※そのほかご留意事項をご確認のうえ申し込みください。
特典提供方法	本プログラムエントリー時に入力した当行普通預金口座に入金いたします
特典提供時期	ご紹介を受ける方のNISA口座の開設が完了した月の翌々月



伊予銀行

商号等：株式会社伊予銀行（登録金融機関）
登録番号：四国財務局長（登金）第2号
加入協会：日本証券業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会



四国アライアンス証券

商号等：四国アライアンス証券株式会社
（金融商品取引業者）
登録番号：四国財務局長（金商）第21号
加入協会：日本証券業協会

本件に関するお問い合わせ先 [いよぎん投信デスク]



0120-75-1444

受付時間

9:00～17:00
（銀行休業日は除きます）

NISA

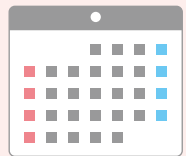
NISAとは…毎年一定の投資金額の範囲内で、株式や投資信託の売却益や配当金・分配金等、運用によって得た利益が非課税となる制度です。

2024年から新しいNISA制度が始まりました。

✓ 主な改正点

① NISAの恒久化

いつでも
口座開設、
投資可能!



② 非課税保有期間の無期限化

いつまでも
非課税!



③ 「つみたて投資枠」と 「成長投資枠」の 併用が可能に

つみたて
投資枠

成長
投資枠



✓ 新しいNISA制度の概要

新制度	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
対象年齢	18歳以上		
非課税保有限度額	1,800万円（うち成長投資枠1,200万円まで）		
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間	無期限		
投資可能期間	恒久化		
売却枠の再利用	制限付きで可能		

(出所) 金融庁HPより当行が作成。

エントリー方法

専用エントリー
ページはこちらから



〈ご紹介をする方〉

STEP 1

専用エントリーページへ
アクセス。



STEP 2

ページ下部のフォームに
必要事項を入力し、確認
画面へ進む。



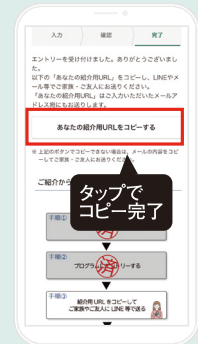
STEP 3

内容確認後、**【送信】**
ボタンをタップ。



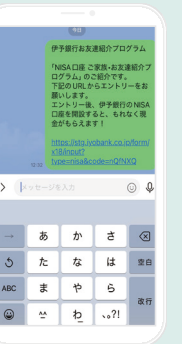
STEP 4

完了ページで**【あなたの紹介用URLをコピーする】**
ボタンをタップ。
※エントリー完了時の自動返信メールでも紹介用URLをお送りします。



STEP 5

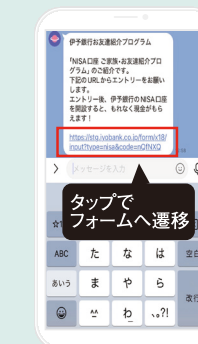
LINEやメール等で
URLを紹介したい
方に送信。



〈ご紹介を受ける方〉

STEP 1

LINEやメール等で受け
取ったURLをタップ。



STEP 2

ページ下部のフォームに
必要事項を入力し、確認
画面へ進む。



STEP 3

内容確認後、**【送信】**
ボタンをタップ。



STEP 4

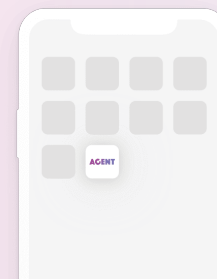
完了画面が表示され
れば、エントリー完了。



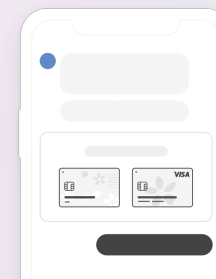
エントリー完了後 NISA口座開設

店頭窓口または
AGENTアプリから
NISA口座開設の
お手続きをしてください

AGENTアプリからのNISA口座開設方法



1 アプリをダウンロード
App StoreまたはGoogle
PlayからAGENTアプリを
ダウンロードします。



2 アカウントを登録
普通預金口座に紐づく
アカウントを登録します。



3 投信口座・NISA口座開設の
お申し込み
AGENTアプリにログインし、
サービス一覧の「投信/NISA
口座開設」からお申し込み。



4 マイナンバーカードの登録
「e-NINSHO公的個人認証アプリ」
をダウンロードし、マイナンバーカードを
登録。お申し込み内容を入力したページに
戻り、引き続きお手続きください。

AGENT

AGENTアプリの設定やアカウント登録、
その他の操作方法は、AGENTアプリ
操作ガイドをご覧ください。

AGENTアプリ
インストールはこちら



AGENTアプリ
操作ガイド



【AGENTアプリからの投信/NISA開設をお申し込みいただける方】

- お申し込み時点で18歳以上75歳未満の方
- 伊予銀行の普通預金口座(総合口座含む)をお持ちの方
- NISA口座開設をご希望の場合、他の金融機関にNISA口座を開設していない方
- ※投信/NISA口座開設にはマイナンバーカードが必要です。 ※ひとつでも該当しないものがある場合は、店頭にてご相談ください。
- ※総合的判断により口座開設をお断りすることがございます。

詳しくは
こちら▶

